

# 青森県報

第五百三十八号

令和四年  
十一月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (林政課) …… 一
- 右 同…………… ( 同 ) …… 二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (西北地域局) …… 二
- 公有財産の売却に係る一般競争入札…………… (財産管理課) …… 二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 三
- 出先機関
- 道路の位置の指定…………… (上北地域局) …… 四
- 労働委員会
- あっせん員候補者の氏名等…………… (事務局) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第五百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
岩 田 学	一般財団法人 黎明郷弘前脳 卒中・リハビ リテーション センター	弘前市大字扇町 一丁目二の一	リハビリテーション 科（そしやく機能障 害）	令和 四・二・一
馬 場 佳子	一般財団法人 黎明郷弘前脳 卒中・リハビ リテーション センター	弘前市大字扇町 一丁目二の一	リハビリテーション 科（言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由）	〃
松 田 尚也	弘前大学医学 部附属病院	弘前市大字本町 五三	リハビリテーション 科（音声機能障害、 言語機能障害、肢 体不自由）	〃

### 青森県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上北郡野辺地町字柴崎一〇の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

青森県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡野辺地町字柴崎一〇の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百九十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 発起人の住所及び氏名 十三 五所川原市十三深津二七 五所川原市十三深津二五 五所川原市十三深津一一九 新岡 壽行 梶浦 哲男 工藤 成泰	期 間 令和四年十一月十八日から 同年十二月二日まで 場 所 十三漁業協同組合

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 ( 平 方 メ ー ト ル )
青森市大字浅虫山下三一の一三	宅 地	二六三・五四
青森市大字安田字近野四八〇の四	雑 種 地	二〇五・〇〇
青森市八重田二丁目一七の二ほか	宅 地	六八四・一八
青森市八重田二丁目八六の二六	宅 地	二、五五二・〇九
青森市大字羽白字沢田四三四の四、四三四の六	宅 地	八三七・一八
青森市中佃三丁目二四五の三七ほか	宅 地	六〇七・八四
黒石市長崎一丁目一	宅 地	六八一・二六
黒石市東町五五の二	宅 地	八七一・七五

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島二丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和四年十二月十三日 午前九時から  
令和四年十二月十九日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一  
青森県庁舎 南棟四階A会議室

4 開札日時

令和五年一月十一日 午前十時から  
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地  
の確認をすること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田複合商業施設

十和田市東一番町七の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

2 株式会社エーワン・トゥ

三沢市大町一丁目八の九

代表取締役 赤坂安信

3 金京源

十和田市東二十三番町一〇の二六

4 金英輝

十和田市東十四番町四の四の六

5 芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

6 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

7 株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 小林辰夫

三 十和田市の意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等について、人にやさしいまちづくりの観点から、駐車場等の施設におけるバリアフリー化を図ること。

2 騒音について、住居に近い駐車場の利用による騒音苦情が寄せられた場合は、真摯に対応すること。

3 騒音について、荷捌き施設が住居に近いことから、搬出入や荷捌きによる騒音苦情が寄せられた場合は、真摯に対応すること。

4 騒音について、住居に近い場所に設置される空調機室外機やキュービクルに起因する騒音苦情が寄せられた場合は、真摯に対応すること。

5 廃棄物等の保管について、廃棄物保管施設が住居に近いことから、保管・搬出

作業に伴う騒音や悪臭発生を最小限に抑えること。また、苦情が寄せられた場合は、真摯に対応すること。

6 廃棄物等の運搬や処理について、市によるごみの減量化及びリサイクルの推進に協力すること。

7 街並みづくり等への配慮等について、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により住民等に悪影響を与えることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間等に配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年十一月十八日から同年十二月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	上北郡野辺地町字二十平八 八の五	延 長	四一・〇〇メートル	幅 員	六・〇〇メートル	指 定 年月日	令和 四・二・二〇
-----	---------------------	-----	-----------	-----	----------	------------	--------------

**労 働 委 員 会**

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和四年十一月十八日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

氏 名	職 業
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部教授
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授
源新 明	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長代行
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバースユニオン執行副委員長

金沢 秀樹	青森県労働委員会委員（労働者委員） 東北電力労働組合青森県本部委員長
對馬 茂文	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全国交通運輸労働組合総連合執行役員
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
小笠原 裕	青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
山田 悦子	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社山丙代表取締役社長
安田 浩一	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社弘前燃料代表取締役社長
小笠原勝博	青森県労働委員会委員（使用者委員） 北方商事株式会社代表取締役社長
長内 和人	青森県労働委員会事務局長
相馬 暢	青森県労働委員会事務局次長
成田 伸彦	青森県労働委員会事務局副参事

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円